

太平洋島嶼国入漁支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下財団）が、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の地域漁業活性化事業の太平洋島嶼国入漁支援事業を実施するにあたり、別途、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき必要な事項を定める。

(背景)

第2条 沖縄県の近海まぐろ延縄漁船が操業する海域は中西部太平洋まぐろ類条約により資源管理措置が施されており、国際的にまぐろ資源の悪化や延縄漁業の混獲が問題視されている中、近海まぐろ延縄漁業者は当該条約で決められた資源管理措置を遵守する義務がある。

近海まぐろ延縄漁船により漁獲されるまぐろ類は主として刺身等の生鮮向けとして流通されており、刺身文化のなじみ深い我が国国民にとって必要不可欠な食料物資である。

近年は海外の養殖まぐろの流通が増加しているものの、稚魚の過剰漁獲が国際的に問題視されている中、沖縄県の近海まぐろ延縄漁船は、沖縄県民生活に不可欠な水産物の安定供給と沖縄県水産業の発展に寄与する社会的使命を担っている。

他方、中西部太平洋まぐろ類条約は、太平洋海域で回遊するかつお・まぐろ類資源の長期保存及び持続利用を確保するため、同海域で操業する漁船に国際条約のオブザーバーを乗船させ、資源動向に関する科学的データを収集することとしている。

沖縄県の近海まぐろ延縄漁船もこの中西部太平洋まぐろ類条約に漁船登録することで、同条約海域及び同条約海域内に所在するミクロネシアやパラオ等の島嶼国200海里内の操業が可能となる。

(事業実施者)

第3条 事業実施者は、漁業協同組合又は水産庁長官が適当と認める者とする。

(事業の内容)

第4条 中西部太平洋まぐろ類条約海域に所在するミクロネシアやパラオ等での操業はこれら島嶼国の入漁許可取得が必要となるが、入漁許可取得の前提として中西部太平洋まぐろ類条約での漁船登録が必要である。

本事業は、中西部太平洋まぐろ類条約海域に所在する島嶼国の排他的経済水域内の操業を可能とする為に必要なオブザーバーの乗船を支援するものとする。

(助成対象経費)

第5条 ミクロネシアやパラオ等の島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーの乗船に必要な経費のうち、オブザーバー乗船実績隻数×146,000円(上限額)の範囲で定額助成する。

(対象水域)

第6条 ミクロネシア・パラオ海域の排他的経済水域内とする。

(事業実施計画)

第7条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を別記様式第1号により作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

2 財団は、前項の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第68号により水産庁長官に協議しなければならない。

(助成金の交付申請)

第8条 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第2号により財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、前項により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を別記様式第3号により作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第69号により水産庁長官に報告するものとする。

(必要書類)

第10条 実績報告に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 第6条の対象水域の入漁許可証
- (2) オブザーバー配乗実績が確認出来る書類

(助成金の額の確定)

第11条 財団は、第9条の1の実績報告書及び添付資料(証憑等)の内容を精査し、第8条の2により交付決定した内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第12条 事業実施者は、第11条の助成金の確定通知を受けた場合、支払請求書を作成の上財団に提出するものとする。

2 財団は、支払請求書を受領後、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

(事業の委託)

第13条 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

附則

1 この要領は、平成27年6月5日から施行する。

2 平成28年3月9日一部改正

3 平成29年3月29日一部改正

4 平成30年4月26日一部改正

5 令和4年4月26日一部改正

別記様式第1号

〇〇年度太平洋島嶼国入漁支援事業に対する助成事業実施計画承認申請書

〇〇番〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり太平洋島嶼国入漁支援事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第63条の1の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の経費

単位：円

助成事業に要する経費	負担区分		備 考
	財団助成金	事業実施者負担金	
円	円	円	

4 事業の完了予定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

別記様式第2号

〇〇年度太平洋島嶼国入漁支援事業に対する助成事業助成金交付申請書

〇〇番〇〇〇〇号
 〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所
 事業実施者名及び代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり太平洋島嶼国入漁支援事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第64条の1の規定に基づき、助成金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の経費

単位：円

助成事業に要する経費	負担区分		備 考
	財団助成金	事業実施者負担金	
円	円	円	

4 事業の完了予定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額	前年度予算額 又は前年度精算 額	比 較		備 考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算 額	前年度予算額 又は前年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

6 添付書類

別記様式第3号

〇〇年度太平洋島嶼国入漁支援事業に対する助成事業助成金実績報告書

〇〇番〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け漁業振興基金指令第〇〇号で交付決定のあった〇〇年度太平洋島嶼国入漁支援事業について、下記のとおり実施したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第65条の1の規定に基づき、報告する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の経費

単位：円

助成事業に要した経費	負担区分		備 考
	財団助成金	事業実施者負担金	
円	円	円	

4 事業の完了年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

6 添付書類